

障害福祉施設で 新たに働く人を 応援します



宇部市障害福祉施設就労者支援助成金

宇部市内の障害福祉サービスを提供する事業所等に常勤支援員として新たに就職した場合に助成金を支給します。

①就職時

5 万円

②1年を超え
ると更に

5 万円



❁対象者

- ・当該年度の4月1日以降に、市内の障害福祉サービス事業所等へ利用者に直接支援を行う常勤支援員として新たに就労し、①及び②の勤務条件を満たすこと
- ・宇部市の住民基本台帳に登録があること
- ・市税等の滞納がないこと
- ・過去に、宇部市内の障害福祉サービス事業所等に常勤支援員として就労したことがないこと
- ・過去にこの制度による助成金の交付を受けていないこと
- ・宇部市の他の類似の助成制度を利用していない又は利用する予定がないこと
- ・同一系列施設からの異動及び市内の他の事業所等からの転職ではないこと
- ・宇部市暴力団排除条例(平成23年宇部市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者でないこと

❁ 勤務条件及び助成金額

- ① 市内の事業所に常勤支援員として新たに就労し、1年以上継続して勤務する場合・・・5万円
- ② ①の助成金の交付を受けた人で、新たに就労を開始した日を起算して1年勤務し、なお1年以上継続して勤務する場合・・・5万円

❁ 申請期間

- ・当該年度の4月1日～当該年度の3月31日
- ・①は常勤支援員として勤務開始日から30日以内に、②は常勤支援員として勤務開始日から1年経過後の30日以内に申請してください
- ・申請は随時受け付けています

❁ 申請に必要な書類

①の助成金について

- ・宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付申請書
- ・宇部市障害福祉施設就労者支援助成金新規就労証明書
- ・誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

②の助成金について

- ・宇部市障害福祉施設就労者支援助成金交付申請書
- ・宇部市障害福祉施設就労者支援助成金就労継続証明書 ※1
- ・誓約書
- ・その他市長が必要と認める書類

※1 ①及び②の助成金を受けた人は、①②に対してそれぞれ、1年経過時の就労継続証明書の提出が必要です(各申請に対して1年継続して勤務することが条件です)

❁ 注意事項

- ・①②ともに、1年を超えて勤務できなかった場合には、交付した助成金を全額返還していただきます

お申込み・お問い合わせ先

宇部市役所 障害福祉課 支援係



〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号:0836-34-8523

ファックス:0836-22-6052

メール: syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市ウェブサイト

